

休眠預金等活用法※に関する規定

※民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

1. (休眠預金等活用法に係る預金)

休眠預金とは、預金保険法の付保対象とされている一般預金・決済用預金において、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金をいいます。ただし、一部預金を除きます。

本規定の対象となる預金種類（以下、総称して「この預金」といいます。）は以下のとおりです。

当座預金、普通預金、貯蓄預金、定期預金（スーパー定期預金、大口定期預金、期日指定定期預金、変動金利定期預金、据置型定期預金、利息分割受取型定期預金）、積立式定期預金、積立定期預金、定期積金、納税準備預金、通知預金、総合口座、非居住者円預金

ただし、マル優の適用となっている預金は対象外です。

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

（預金種類ごとの、異動事由の詳細については、「別紙1 預金種類別の該当異動事由一覧」をご参照ください。）

①引出し、預入れ、振込みの受け入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

（a）公告の対象となる預金であるかの該当性

（b）預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除きます。）、繰越があったこと

⑤「総合口座取引規定」にもとづき、総合口座内の普通預金、定期預金、貯蓄預金いずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと、または、通帳式定期預金、積立式定期預金、通帳式通知預金、非居住者円預金の場合で、複数存在する明細のいずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①第2条に掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①預入期間、計算期間または償還期間（以下「期間」といいます。）の定めがあること
当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと（ただし、当行が把握することができるものに限ります。）
当該支払停止が解除された日
 - ③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となつたこと
当該手続きが終了した日
 - ④法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑤「総合口座取引規定」にもとづき、総合口座内の普通預金、定期預金、貯蓄預金いずれかの預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと、または、通帳式定期預金、積立式定期預金、通帳式通知預金、非居住者円預金の場合で、複数存在する明細のいずれかについて前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
いずれかの預金に係る最終異動日等

4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金が休眠預金となった場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
当該休眠預金等代替金債権の支払を請求するときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
なお、当行が必要と認めるときは、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものをお除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. (規定の改定)

この規定を改定する場合は、改定内容を記載したホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとする。

【別紙1】預金種類別の該当異動事由一覧(上記2.について)

○：異動事由となる

—：異動事由とならない（当該商品において、当該異動事由は生じない）

	本規定2.で定める異動事由				
	①預金額の異動	②手形・小切手提示等による支払請求	③公告対象預金に係る情報提供の求め	④通帳/証書発行、記帳(※)、繰越	⑤複数商品を組み合わせた預金に係る異動
当座預金	○	○	○	—	—
普通預金	○	—	○	○	○
貯蓄預金	○	—	○	○	○
定期預金	○	—	○	○	○
積立式定期預金	○	—	○	○	○
積立定期預金	○	—	○	○	—
定期積金	○	—	○	○	—
納税準備預金	○	—	○	○	—
通知預金	○	—	○	○	○
総合口座	○	—	○	○	○
非居住者円預金	○	—	○	○	○

■ マル優の適用となっている預金は対象外

※ 記帳がない場合を除く。

以上
平成30年1月1日現在